

「海業ビジネスモデルづくり支援業務」

業務仕様書

令和 7 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が委託する「海業ビジネスモデルづくり支援業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するため、県が委託契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の目的や成果等を明らかにし、その達成に向けた本業務の実施手法や実施体制等の企画提案を企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）に求めるものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題となっている。こうした中、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業(うみぎょう)」(※)の振興により、交流人口の拡大と地域の所得向上を図ることが必要となっている。

本県においても、それぞれの漁村の地域資源を活かした海業の取組を推進するため、漁業者等が取り組みやすく、かつ所得向上につながるよう、SNS等のデジタルを活用した体験ツアーなど様々な取組を社会実装し、早期に、本県の海業ビジネスモデルを構築することで、県内沿岸各地で海業を広く普及させることを目的とするもの。

(※) 海業とは…海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

(2) 業務の名称

海業ビジネスモデルづくり支援業務

(3) 業務実施地区

県内において、海業に係る取組計画を策定している地区を想定しており、実施地区数は3とする。

【想定地区】計画推進型 釜石市箱崎地区

計画発展型 大槌町吉里吉里地区、山田町織笠地区

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(5) 委託料の上限額

9,685,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、参加者から徴収する食事代等の参加費用は上記に含まない。

2 本業務の内容

(1) 現地調査

海業に係る地区の基本計画に沿って、専門家を交え、現地踏査、漁業者や漁協へヒアリング等を行い、地区の特性や課題を把握する。

(2) 企画立案

現地調査の結果を踏まえ、想定地区において取組を企画する。

なお、企画する取組については、既存の取組は対象外とするが、回数や受入れ人数などの規模拡大、受入れ先や体験場所を変更したものについては、新規の取組として対象とする。

(3) 実証試験

立案した企画について、次の実証試験を実施・運営する。

ア 実証試験回数

令和7年7月から12月までのうち、1地区につき1回、各1泊2日程度。実証試験の内容及び時期については県と協議する。

イ 参加者条件

本県の漁業体験に興味や関心がある県内陸部及び県外在住者

ウ 実証試験の概要

(7) 現地体験先との打ち合わせ等事前調整

(4) 漁業体験等プログラムの造成

- ・立案した企画に係る1泊2日程度の漁業体験等プログラムを造成すること。
- ・各地区のプログラムには、それぞれ次の内容を組み込むこと。

	地区	内容	参加者集合場所	参加者(想定)
計画推進型	釜石市 箱崎地区	ユニバーサル漁業体験	現地集合	介助者含む3組程度(10名程度)
計画発展型	山田町 織笠地区	カキ等養殖いかだ見学及び山田湾クルーズ	県内主要駅等併せて、それぞれのツアー開催地区への移動について、来年度以降の自走化を踏まえつつ、参加者を十分集められる提案をすること。	10名
	大槌町 吉里吉里地区	ウニの漁獲体験及び殻剥き体験		10名

(6) 漁業体験等ツアーの運営・実施(SNS等デジタルを活用)

- ・参加者の募集、申込みの受付は受託者が行い、県に協議の上、参加者を決定すること。
- ・参加者の募集は、チラシの作成による募集や、ウェブサイト等(SNS等)を活用し、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。
- ・チラシ、ウェブサイトによるPRの際には、岩手県委託事業であることがわかるように表記すること。

(5) 参加者アンケートの実施

- ・ツアー開催後、参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。
- ・アンケートの内容等については、事前に県と協議すること。

(4) ツアーレポートの作成

- ・ツアー終了後に、参加者の感想、意見を交えたツアーレポートを作成すること。
- ・出発、解散時や訪問先等、ツアー催行中の写真を撮影し、参加者人数等の情報と合わせて、撮影した写真等の画像デジタルデータを県に提出すること。なお、写真等は、県ウェブサイト、広報等で使用する可能性があるため、必要に応じ、そのことについて予め参加者に理解を得ておくこと。
- ・記録写真及びツアーレポートは、ツアーの終了後、1か月以内を目途に県に提出すること。

エ 参加者から徴収するツアー参加料

- ・参加者から徴収するツアー参加料[※]は、県に協議の上、決定すること。
 - ・集合場所までの旅費は参加者の負担とする。
- ※ 交通費、旅行保険料、体験施設利用・見学科は委託費に含む。左記以外の費用は原則、参加者負担とする。ツアー参加料は受託者が収入し、事業に充当すること。

オ ツアー参加者の安全確保

- 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、漁業・漁村体験の内容や宿泊場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- 体験や活動を行う際には、安全対策を講じること。
- 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー調査を行い、対応すること。

(4) 実証試験の結果検証

実証試験の結果から確認された課題等を踏まえ、課題への対策、追加すべき項目、効果的な広告方法、適正な価格及び効率的な運営事務等について、整理するもの。

(5) 現地への企画提案

ア 計画推進型（釜石市箱崎地区）

実証試験の結果も踏まえた企画案について、県及び業務実施地区に提案し、了解を得たうえで最終的な企画とすること。

イ 計画発展型（大槌町吉里吉里地区、山田町織笠地区）

令和8年度以降、現地の海業取組主体による自走可能な取組とするため、収益性を向上することとし、具体的には、下記の課題に対する対応を踏まえた内容とすること。これら課題に対する検証と実証試験の結果も踏まえた企画案について、それぞれの特性に応じた自走可能な取組として県及び業務実施地区に提案し、了解を得たうえで最終的な企画とすること。

(課題)

- ・ 県外からの移動を踏まえた参加者のアクセス改善や、ツアーにおけるコンテンツの充実のため、現地事業者と密に連携することにより設計すること。
- ・ ツアー対応できる人材・要員不足・繁忙期対策のため、観光協会や漁業者など、多様な人材の活用を検討すること。

3 本業務の報告

受託者は、業務終了後、「実績報告書」を期限内に県に提出すること。なお、実績報告書の納品については、書面及び電子データ(Microsoft Word等)で提出すること。

【実績報告書の内容】

- ・ 業務実施状況
- ・ 業務の実施状況記録写真・動画
- ・ 業務実施に要した経費
- ・ ツアーレポート(参加者の感想意見等)
- ・ アンケート調査結果
- ・ 参加者のSNS等での情報発信内容

- ・ ツアーの課題、改善点等
- ・ その他県が必要と認めた事項

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、「4(1) 再委託等の制限 イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に本店又は主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、「4(1) 再委託等の制限 イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩、転写又は譲渡してはならない。契約終了後も同様である。

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の成果物及び資料等については、今後、県が自由に使用出来るようにしたいと考えていますので留意願います。

5 その他

本業務仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し、対処方針については県と協議の上、決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。